

四日市市清掃事業の概要

令和 7 年度
(令和 6 年度実績)

四日市市環境部

目 次

四日市市民憲章	1
I 市の概況	2
I－1 事業の沿革	3
I－2 清掃関係	
(1) 組織及び構成	11
(2) 予 算	12
(3) 決 算	12
I－3 原価計算	
(1) ごみ処理部門（令和6年度）	13
(2) し尿処理部門（令和6年度）	14
II 清掃施設の概要	
II－1 ごみ処理関係	
(1) 清掃事業所（ごみ収集関係事務所）	15
(2) 破碎・焼却施設（四日市市クリーンセンター）	16
系統図	17
(3) 資源物選別等施設（楠衛生センター）	18
(4) 最終処分施設（南部埋立処分場）	19
(5) 汚水処理施設（旧北部埋立処分場）	19
II－2 し尿処理施設	
(1) 投入施設（日永投入槽・大井の川中継貯留槽）	20
(2) し尿衛生処理施設（朝明衛生センター）	20
(3) 中継貯留槽	21
(4) 中継基地（トレーラー置場）	21
II－3 車両保有状況	22
III ごみ処理事業（実績）	
III－1 ごみ収集処理状況（総括）	
(1) 施設搬入量、処理量	23
(2) 資源化量	24
(3) 各種指標	24
III－2 ごみ収集処理実績年度経緯	
(1) 四日市市クリーンセンター処理フロー	25
(2) ごみ量の推移	26
(3) 可燃ごみ処理実績	27
(4) 破碎処理実績	27
(5) 埋立処分実績	28
(6) 資源化実績	29

Ⅲ－３	使用済み乾電池・水銀体温計及び蛍光管処理実績	
（１）	使用済み乾電池・水銀体温計処理実績	３０
（２）	使用済み蛍光管処理実績	３０
Ⅲ－４	粗大ごみ戸別有料収集実績	３０
Ⅲ－５	ペットボトル資源化実績	３０
Ⅲ－６	生ごみ処理機購入費補助事業交付状況	３１
Ⅲ－７	資源集団回収補助金助成制度交付状況	３１
Ⅲ－８	エコステーション設置促進事業費補助金制度交付状況	３１
Ⅲ－９	ごみの質的变化	
（１）	可燃ごみ組成の推移	３２
（２）	破碎ごみ組成の推移	３２
Ⅲ－１０	ごみ出し説明会の開催	３２
Ⅲ－１１	不法投棄対策	
（１）	監視カメラ設置実績	３３
（２）	不法投棄発見件数	３３
（３）	回収量実績	３３
Ⅲ－１２	資源物持ち去り行為禁止対策	３４
Ⅳ	し尿処理区分別人口	３５
Ⅴ	し尿収集委託料	３５
Ⅵ	し尿処理事業（実績）	
Ⅵ－１	し尿収集処理状況（総括）	３６
Ⅶ	収集実績年度経緯	３７
Ⅶ－１	月別し尿収集状況	３８
Ⅶ－２	月別浄化槽汚泥収集状況	３８
Ⅷ	処理実績年度経緯	３９

四日市市民憲章、都市宣言

四日市は、市民憲章を制定し、
六つの都市宣言を行っています。
市民憲章や都市宣言は、
市民のみなさんが、真に住みよさを実感できる、
誇りの持てるまちを目指すものです。
このようなまちづくりを進めるためには、
市民みなさんの協力が必要です。
みなさんとともに市民憲章と
六つの都市宣言を指針として、
新たな世代に引き継ぐことのできる
心豊かなまち四日市を
創造していきたいと思います。

四日市市民憲章（昭和57年8月1日制定）

私たちの四日市は、西に鈴鹿山脈、東に伊勢湾を望むすばらしい自然に恵まれ、古くから市が開かれたまちとして、また、東海道の宿場として栄えてきました。この自然と歴史のうえに近代産業が開花し、世界に広がる港とともに、明日に向かって躍進する都市です。私たちは、四日市市民であることに誇りと責任をもち、豊かな未来と住みよい郷土を築くため、次のことを誓います。

- 一、自然を愛し緑と水のきれいなまちをつくります。
- 一、やさしい心のかよい合う温かいまちをつくります。
- 一、きまりを守り楽しく明るいまちをつくります。
- 一、伝統を生かし文化の香りたかいまちをつくります。
- 一、産業を育て活気あふれるまちをつくります。

六つの都市宣言

交通安全（宣言 昭和37年3月12日）

わが国産業経済の伸長と国民生活の向上に伴い、陸運交通量が著しく増加し、交通が複雑化したため、本市においても交通事故が日とともに激増の一途をたどりつつあることは、誠に憂慮にたえないものがある。崇高な市民の生命尊重理念のもとに、これらの交通事故の絶滅を期するため、市民の総意を結集し、強力な施策を全市的に推進させるようここに「交通安全都市」を宣言する。

暴力追放（宣言 昭和58年12月21日）

心のふれあう地域社会づくりを目指す私たち四日市市民は、その実現を妨げるいかなる暴力も看過することができない。
よって、法と秩序を守り、明るく住みよい街をつくるため、すべての勇気を結集して、私たちの街四日市から暴力を追放することをここに宣言する。

非核平和（宣言 昭和60年3月25日）

世界で唯一の核被爆国である我が国にとって、核兵器の廃絶は、国民共通の願望である。
しかしながら、核戦争の危機は依然として存在し、人類の生存に重大な脅威を与えている。憲法において、永久に戦争を放棄した私たちは、人類が再び同じ過ちを繰り返さないようできる限りの努力をしなければならない。かけがえのない地球の平和と我が国の美しい自然を守るため、私たち四日市市民は、非核三原則を堅持し、すべての核兵器がこの地球上から廃絶される日が来ることを切望して、ここに非核平和都市となることを宣言する。

人権尊重（宣言 平成4年12月22日）

すべての人々の基本的な人権が尊重される自由で平等な社会の実現は、人類共通の願いであります。
しかし、私たちの身のまわりには、今なお因習や偏見などによるさまざまな人権問題が存在しています。
人権が侵害されることは、いかなる理由であっても許されることではありません。
人が人として尊ばれる明るく住みよい社会を築くため、私たちは、ここに四日市市を「人権尊重都市」とすることを宣言します。

快適環境（宣言 平成7年9月26日）

さわやかな大気、清らかな水、緑豊かな自然の中で、安らぎと潤いに満ちた暮らしを営むことは、すべての人々の基本的な願いであります。
しかし、今日、私たちの活動は、私たちの身のまわりの環境のみならず、人類の生存基盤である地球環境に深刻な影響を与えつつあります。
私たちは、人も自然の一員であることを深く認識し、自然と調和したまちづくりを進め、良好な環境を将来の市民へ引き継いでいかなければなりません。
市民、事業者、行政が一体となって、二度と公害を起こさないとの決意のもと、地球的な視野に立ち、良好な環境の保全と創造を図るため、私たちは、ここに四日市市を「快適環境都市」とすることを宣言します。

男女共同参画（宣言 平成15年12月19日）

わたしたちは、家庭・学校・職場・地域などあらゆる分野において、性別にとらわれることなく一人ひとりが自分らしく輝いて生きるまち四日市をめざし、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

I. 市の概況

四日市市は三重県の北部に位置し、西は鈴鹿山系、東は伊勢湾に面した温暖な地域である。すでに旧石器時代から人々が住み、縄文から弥生時代の遺跡も数多い。市内各所に古墳が築かれ、なかでも志氏神社古墳は市内唯一の前方後円墳として知られる。日本武尊伝説や壬申の乱等は、四日市地域の古代の姿を垣間見るものである。8～10世紀には智積廃寺や上品寺の釈迦如来坐像など四日市地域への仏教文化の広がりが認められ、また、多度神宮寺伽藍縁起并資財帳によれば、条里が整備されていた様子がうかがえる。平安から鎌倉時代には伊勢平氏の活躍の舞台でもあった。それだけに鎌倉、南北朝、室町時代には時の指導者がその被官を北伊勢に配置した。

文明5年の外宮庁宣に「四ヶ市庭浦」の地名が出てくる。この頃すでに定期市「四日市」が立っていたことがうかがえる。江戸時代、市場町・湊町の四日市に「宿場町」「陣屋・代官所の町」が加わり、北勢の行政・商業の中心地として知られるようになる。幕末から明治にかけ、菜種油や肥料の生産や取り引きの盛んな町として栄え、四日市港の修築で勢い生糸、紡績を中心とした繊維工業へ、さらに、機械工業や化学工業の進出が相次ぎ、日本の近代工業化への歩みを模したかのような形で四日市地域が商工業の都市に進展した。

明治30年に市制を施行し、昭和5年に塩浜、海蔵の両村を合併して以来、昭和32年まで周辺の町村を併合、現在の市域となった。昭和30年代以降、石油化学工場等の進出は、大気汚染等の公害をもたらしたが、今では環境浄化に努力し、自然と調和したまちとなっている。平成17年2月7日には楠町と合併し、人口30万人の新生・四日市市としてのスタートを切った。さらに、市民に身近なところでより多くのサービスをより早く提供できる市政運営を行うため、保健所政令市をステップとして中核市への移行を目指している。また、市民協働も積極的に推進し、より一層「住み続けたいくなるまち」になるために、市民とともに魅力あるまちづくりに取り組んでいる。

位 置	東経136° 38' 北緯34° 57'
面 積	206.50km ²
広 が り	東西最長 23.76km 南北最長 18.20km
人 口	306,749人 (令和6年10月1日現在)
世 帯 数	145,962世帯

I - 1 事業の沿革

○清掃事業の年表

明治30年 8月	四日市町、市制を施行。四日市市誕生(全国で45番目の市となる、当時の人口25,326人)。
明治33年 3月	「汚物掃除法」制定。
5月	「四日市市汚物掃除規程」が定められ、ごみの請負制をペストの蔓延により1年間中止。
大正 5年 6月	請負によるごみの清掃事業開始。
昭和初め	順次ごみの請負区域縮小。
昭和 5年 5月	「汚物掃除法」改正、ごみの請負を全廃し市直営事業として実施。
昭和 9年 5月	末永焼却場(処理能力67.5t/日)設置。
昭和23年	自動車を2台購入し、母艦式収集方式に変更。
昭和29年 7月	「清掃法」施行。
昭和31年 6月	「四日市市清掃条例」施行。
昭和31年 7月	直営によるし尿の汲取作業を開始。 (富洲原、富田、塩浜、港地区は許可制)
昭和33年10月	第二清掃事業所(し尿)を設置。
昭和35年 4月	大井の川海洋投棄所を設置。
昭和36年 4月	衛生課から分離して、清掃課を設置。
昭和38年 1月	清掃課を清掃第1課、第2課に分割。
10月	南部清掃事業所開設、焼却炉(処理能力60t/日)設置。
昭和40年 7月	日永下水投入槽(50kl/日)を開設し、公共下水道にし尿の投入開始。
昭和43年 3月	四日市・菰野・川越・朝日地区衛生組合を設立し、朝明衛生処理場(処理能力140kl/日)設置。
昭和44年 4月	清掃管理課を新設、従来の清掃第1課、第2課を清掃作業課とし、ごみ事業に末永清掃事業所、南部清掃事業所、し尿事業に泊山清掃事業所を設置。
昭和45年12月	北部埋立処分場を開設。 北大谷斎場が松本に完成。
昭和46年 9月	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」施行。
昭和47年 1月	し尿収集の許可を委託に切り換え。
4月	「四日市市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」施行。衛生部を環境部に、清掃作業課を清掃業務課に改称。
7月	北部清掃事業所を設置。
昭和48年 4月	清掃業務課を清掃管理課に統合。末永焼却場を閉鎖し、北部清掃工場(処理能力300t/日)を設置。 可燃物と粗大・不燃ごみの分別収集実施(2分別)。
7月	南部清掃事業所焼却炉を閉鎖。
昭和49年 4月	資源の再生利用と廃棄物の減量化を図るため、四日市再生資源協同組合と共同収集を実施。 一般ごみ週2回収集実施。
昭和51年 6月	し尿汲取手数料の徴収方法を自主納付制とし、料金計算事務の電算化並びに口座自動振込制度を採用。
昭和53年10月	再生可能物と粗大・不燃ごみの分別収集を全市的に実施(3分別)。
昭和54年 8月	北部埋立処分場を閉鎖し、南部埋立処分場を開設。
昭和58年10月	炭酸カルシウム入り低燃焼性ポリエチレン袋を一般ごみ収集袋として指定。
昭和59年10月	乾電池・体温計等を有害ごみとして指定し、分別収集を実施(4分別)。

昭和61年	4月	塵芥収集標準作業量調査を実施。
	9月	使用済乾電池(10t)の処理処分を開始。
	10月	(株)四日市市生活環境公社を設立。
昭和62年	12月	北部清掃工場1炉(150t／日)増設。
昭和63年	4月	合併処理浄化槽設置整備事業補助制度を実施。 (株)四日市市生活環境公社へし尿収集委託を実施。
	5月	大井の川海洋投棄所移転投入開始。
	6月	「四日市を美しくする会」、緑化推進運動功労者として、内閣総理大臣賞を受賞。
平成 2年	4月	「合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱」を改正し対象を拡大。 ごみ収集車イメージアップデザイン採用。
平成 3年	3月	日永下水投入槽にきょう雑物除去装置及び貯溜槽を設置。
	4月	合併処理浄化槽設置資金にかかる融資制度を設置。 「再生資源の利用の促進に関する法律」制定。 ごみ10パーセント減量キャンペーン開始(キャンペーンのキャラクター・デザインを募集し、リサちゃんマークに決定)。
	6月	四日市市ごみ問題会議発足(任期2年)。
	7月	家具等リサイクル事業を四日市再生資源協同組合が開始。
	9月	南部埋立処分場の容量拡大事業に着手。
	10月	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」改正。
平成 4年	4月	浄化槽関係事務を環境保全課に移管。
平成 5年	3月	四日市市ごみ問題会議が提言書を提出。 「四日市市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を全面改正し、「四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」に改称。
	4月	清掃管理課を生活環境課に改称。 再生可能物の収集処理業務及び家具等リサイクル事業を四日市再生資源協同組合から(株)四日市市生活環境公社への業務委託に移行。 朝日町・川越町からもやさないごみの受入を開始(～H22/3)。
	6月	生ごみ堆肥化容器購入費補助事業開始(1基＝5,000円以内)。
	8月	四日市市ごみ減量等推進審議会発足。
平成 6年	4月	資源集団回収助成事業を開始(1kgあたり4円)。
	12月	四日市市北大谷斎場に葬祭場完成。
平成 7年	3月	泊山清掃事業所を廃止。
	4月	衛生課を廃止し、生活環境課衛生係を設置。 生ごみ処理機購入費補助事業を開始(1基＝5,000円以内)。 し尿の収集、全面委託化完了。
	6月	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」制定。
	7月	第2次四日市市ごみ減量等推進審議会発足。
平成 8年	4月	再生可能物のうち、金属類を飲料缶と飲料缶以外の金属類として分別収集。
平成 9年	3月	生ごみ堆肥化容器購入費補助事業廃止。
	4月	生ごみ処理機購入費補助金額変更(1基＝10,000円以内)。 ペットボトルについて一部の商店、学校において拠点回収開始。
	8月	「四日市市を美しくする条例」施行。
	11月	新ごみ処理施設建設に関する都市計画決定。

平成10年	4月	資源集団回収助成金額一部変更(雑誌等を1kgあたり5円に)。 生活環境課の組織を管理係、施設係、リサイクル係に変更。
	6月	「特定家庭用機器再商品化法」制定。
	10月	四日市・菰野・川越・朝日地区衛生組合を朝明広域衛生組合に改称し、朝明衛生処理センター(300kl／日)設置。
平成11年	1月	一般廃棄物(ごみ)処理手数料の改定及び計量器の導入。 (計量器を使用し、正味重量での計量に変更:10kgあたり110円)
	4月	産業廃棄物の搬入制限。 生ごみ処理機購入費補助金額変更(1基＝20,000円)。 資源集団回収助成金額変更(1kgあたり5円)。
	8月	第3次四日市市ごみ減量等推進審議会発足。 朝明広域衛生組合(四日市市・菰野・川越・朝日町)のし尿新処理場「朝明衛生センター」、川越町に竣
平成12年	1月	DXN特措法(ダイオキシン類対策特別措置法)施行。
	8月・9月	ごみ減量緊急アピール。
	10月	粗大ごみ戸別収集2地区(日永・海蔵)にて試行開始。
平成13年	3月	粗大ごみ戸別有料収集導入に係る条例改正(平成14年1月施行)。
	4月	特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)施行。
平成14年	1月	粗大ごみ戸別有料収集開始。 不法投棄パトロール班を設置。
	3月	排ガス高度処理施設整備(ダイオキシン類対策)完了。
	12月	清掃工場焼却灰について三重県環境保全事業団廃棄物処理センターへ処理委託を開始。 不法投棄対策として、監視カメラを導入し重点ポイントに設置(2ヶ所)。
平成15年	4月	朝日町・川越町からもやすごみの受入を開始。
	7月	「家庭ごみ減量及びリサイクルのあり方」について答申。
	8月	三重ごみ固形燃料発電所の事故により桑名広域清掃事業組合の可燃ごみを受入れ。
平成16年	3月	「ごみ処理基本計画」策定。 家庭系使用済みパソコンを「資源有効利用促進法」に基づき、市の収集ではなくメーカー回収とした。
	7月	第4次四日市市ごみ減量推進等審議会発足。
	10月	市内全域でペットボトルの分別収集を開始。
平成17年	2月	『事業所向けごみ減量啓発冊子』発行。 資源集団回収助成対象品目に「布類」を追加(1kgあたり5円)。 三重郡楠町と合併。
	8月	埋立ごみの一部を三重県環境保全事業団三田処分場へ転送開始(～H23/3)。
	10月	一般廃棄物(ごみ)処理手数料の改定(10kgあたり160円)。
平成18年	4月	楠衛生センターし尿処理施設の休止。
	11月	市指定ごみ収集袋の規定規格から「炭酸カルシウム含有」を廃止。
平成19年	3月	『保存版ごみガイドブック』発行 ※『ごみガイドブック』の外国語版(5ヶ国語)発行。 不法投棄通報ダイヤル開設。 四日市市資源リサイクルセンター(平尾町)を閉鎖。
	4月	四日市市資源リサイクルセンターを楠衛生センターへ統合。 資源持込場所を北部清掃工場、南部埋立処分場、楠衛生センターの3ヶ所に設置。 楠衛生センター焼却処理施設の休止(6月休止届出)。

平成20年	3月	『ごみリポート』発行。
	4月	平成20年4月1日に保健所政令市に移行。 生活環境課内に廃棄物対策室を設置。「自動車リサイクル法」関連業務の移管。
平成21年	2月	焼却灰セメント減量化(民間処理委託)を開始。
平成21年	3月	「ごみ処理基本計画」策定。
平成22年	4月	新ごみ処理施設整備課を設置(生活環境課施設係を廃止)。 ごみ減量リサイクル推進店制度発足。 ※レジ袋の有料化、簡易包装の推進など、朝日町、川越町、住民団体、事業者、三重県等が協働で ごみ減量・リサイクルを推進する。 エコステーション設置促進補助事業開始。 資源集団回収助成金額変更(1kgあたり5円⇒4円)。 生ごみ処理機購入費補助金額変更(1基＝20,000円⇒15,000円)。 「四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」、施行規則を改正。 ※集積場から資源物を持ち去る行為を禁止。違反者には20万円以下の罰金とする罰則規定を追加。
	8月	4月に改正、公布した「四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」、施行規則を施行。
平成23年	3月	「もやさないごみ」の収集業務を一部地域で民間委託化。
	4月	廃棄物処理センター休止に伴い、焼却灰処理を全量民間委託化。
	8月	新総合ごみ処理施設整備について、朝日町・川越町と広域ごみ処理施設として整備することに関する 協定書を締結。
	11月	「もやさないごみ」の一部を民間委託による資源化(固形燃料化等)開始。 総合評価一般競争入札による新総合ごみ処理施設整備・運営事業の入札公告。
平成24年	3月	ごみ収集業務管理システムを導入。
	6月	総合評価一般競争入札により新総合ごみ処理施設整備・運営事業者が新日鉄住金エンジニアリング グループに決定。(施設稼動予定:H28/4)
	10月	「四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」違反(資源物持ち去り行為禁止)により、四日市 南警察署に初の告発。
平成25年	10月	新総合ごみ処理施設建設工事着手。
平成26年	4月	消費税率改定に伴い、ごみ処理手数料を改定。
	10月	5市1町と三重県で資源物持ち去り対策連絡会議を発足。 ※四日市市、鈴鹿市、津市、亀山市、桑名市、川越町
平成27年	3月	「四日市公害と環境未来館」開館。
	4月	「ごみ集積場材料支給事務取扱要領」改正。金額の上限を10万円に変更。
	9月から	平成28年度からのごみの分別変更等を周知するべく、自治会等を対象とした説明会の開催、周知、啓 発のための各種広報媒体の作成に着手。
	10月	令和7年度までを期間とする「四日市市ごみ処理基本計画」策定。
	11月	アジア3R自治体間ネットワーク会議を市内で開催((一財)日本環境衛生センター等との共催)。
平成28年	3月	新総合ごみ処理施設「四日市市クリーンセンター」竣工。 四日市市資源集団回収助成金交付要綱改正。 ○地域のごみ集積場に出されたものを再生事業者が回収する場合。 ○自宅前に出された再生資源物を、再生事業者が直接回収する場合。

平成28年 4月	新ごみ処理施設整備課を廃止し、生活環境課に施設係を設置。 新総合ごみ処理施設「四日市市クリーンセンター」本格稼働。運営管理を委託化(委託先:(株)四日市市クリーンシステム)。 土曜日の受入を開始(ごみの搬入及び小動物の火葬で、市民の自己搬入のみ)。 施設見学の受入開始:火曜日から金曜日の午前、午後(土日を除く)。予約制で受入開始。 ※見学者数等:6,124人 238回 南部埋立処分場の維持、運営管理を民間委託化(委託先:(株)ヤマゼン)。 楠衛生センターの維持、運営管理を民間委託化(委託先:(株)四日市市生活環境公社)。 区分名称を変更:「もやすごみ」⇒「可燃ごみ」、「もやさないごみ」⇒「破碎ごみ」、「資源」⇒「資源物」。 区分の変更:「可燃ごみ」、「破碎ごみ」、「資源物」、「ペットボトル」の4種類とした。 収集日程の変更:地区ごとに収集日程を設定した。 分別方法の変更:①廃プラスチック類を「可燃ごみ」とした。②蛍光灯、小型家電機器を「資源物」の区分で収集。③スプレー缶、ライターの中間処理委託、資源化を開始。「資源物」として収集するとともに、排出時の「ガス抜きのための穴あけ」は不要とした。 日永投入槽でのし尿処理を廃止。
9月	使用済み小型家電の認定事業者への引き渡し開始。
10月	10日、福井県が中心となって全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会発足。発足時から参加。
12月	「四日市市路上喫煙の禁止に関する条例」施行。近鉄四日市駅周辺の一部を路上喫煙禁止エリアに指定。
3月	「四日市市災害廃棄物処理計画」策定。
平成29年 4月	廃棄物処理手数料にかかる対象を明確化等、処理手数料等に関する内規改正を実施。 「四日市市資源集団回収交付要綱」を廃止し、「四日市市資源集団回収交付規則」を制定。
6月	「四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」施行規則一部改正。 (廃棄物処理手数料等の減免基準の明確化) ごみ収集車イメージアップデザインの募集を開始。
9月	スマートフォン向けの資源物・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」配信。
10月	(一財)日本環境衛生センター主催「第61回生活と環境全国大会」が市内で開催。
11月	ごみの減量に資する取組として食品ロス削減事業を本格的に開始。市民を対象とした啓発チラシを作成。 クリーンセンターの処理能力を軽微変更(高負荷運転時の369t/日に変更)。
平成30年 2月	市民を対象とした食品ロス削減事業として「冷蔵庫の整理術講座」を開催。 ごみ収集車イメージアップデザインについて、応募があった824作品から12作品を選考し、表彰式を開催。 そのうち四日市市長賞1作品、部門別の大賞3作品の合計4作品については、デザイン会社による調整を行い、デザインをごみ収集車4台に実装。(平成30年度中にすべてのごみ収集車に実装予定)。 公共事業から発生した草等について、四日市市クリーンセンターでの受け入れ制限を部分的に開始。(完全実施は平成30年度)。
3月	資源物持ち去り禁止にかかるパトロール等の手法を再検討し、警察との連携を強化していく方針とした。 資源集団回収制度の要綱を規則化。 資源物持ち去り禁止を啓発チラシを作成。組回覧にて啓発。 ごみ減量リサイクル推進協議会解散。新たに3R推進に関する連絡会発足(平成30年6月)。 「四日市市エコステーション設置促進事業費助成金交付要綱」を廃止し、「四日市市エコステーション設置促進事業費助成金交付規則」を制定。
4月	公共事業から発生した草等について、域外処理本格実施。
5月	三重県清掃協議会(三清協)会長市(任期2年)。

平成30年	9月	食品ロス削減への取り組みとして、「よっかいち食べきり運動モデル店事業」を実施。 実施期間:9月から12月。協力店舗:飲食店2店舗、ホテル2店舗。 協力店舗には、啓発用の卓上サイズののぼりを設置するなどし、食べきり運動の実践を呼びかける取り組みを行った。
10月		金属類、小型家電機器等の市況大幅悪化により、逆有償となる。※中国輸入規制の影響
平成31年	1月	資源物・ごみ分別アプリ「さんあへる」PC版の運用開始。
	3月	「四日市市災害廃棄物処理計画」改定。
	4月	金属類、飲料缶等中間処理業務を民間委託化(委託先:朝日金属(株))。 「四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則」に規定する処理手数料等の減免についての基準を定めることを目的として、「四日市市廃棄物処理手数料の減免に関する要領」を制定。 「四日市市路上喫煙禁止に関する条例」に基づき規定する喫煙禁止区域内における美化啓発と路上喫煙禁止啓発を実施することを目的として、路上喫煙禁止等にかかる啓発業務を民間委託化。
令和元年	6月	「四日市市ごみ処理基本計画」改定に着手(2か年)。
	7月	資源物持ち去り禁止パトロールを民間委託化(職員によるパトロールも引き続き実施)。
	10月	公益社団法人全国都市清掃会議秋季臨時大会が四日市市内で開催される。
	11月	三重県清掃協議会事務局として、会員自治体(参加23自治体、三重県)とともに、災害廃棄物処理に係る知見を高めるため、西日本豪雨災害の被災地(倉敷市)を視察。
令和2年	3月	子どもや若者を主な対象とした食品ロス削減啓発映像を作成。
	10月	旧楠町が使用していた廃棄物焼却処理施設及びし尿処理施設を除却(楠衛生センター内)。
令和3年	1月	ごみの分別をわかりやすく啓発する動画を作成。8か国語に対応。
	3月	令和12年度までを期間とする「四日市市ごみ処理基本計画」を策定。 不法投棄禁止の明文化、公表内容の明確化などを軸として「四日市市を美しくする条例」を改正。 (施行:令和3年7月) 「ごみガイドブック」を改訂(広報よっかいち令和3年7月上旬号で全戸配布)。 「災害廃棄物処理ハンドブック」を作成(広報よっかいち令和3年7月上旬号で全戸配布)。10か国語に対応
	4月	資源集団回収助成金、エコステーション助成金の単価を変更 4円/kg⇒5円/kg エコステーション実施団体が増加 2団体⇒3団体 海洋プラスチックごみ対策として、海洋へのごみの飛散を防止するため、地域の集積場の改修を実施。
	7月	食品ロス削減を啓発するため、「食品ロスダイアリー」を市内の小学4年生を対象に実施。
	10月	総合計画にかかる推進事業として、「福祉サービスと連携したごみの収集」を開始。 ごみ出しが難しい高齢者等を支援するホームヘルパーなどが、通常のごみの収集日程に限らず、ごみを出せる訪問介護等専用の回収箱を本庁、地区市民センターに設置(常磐、四郷、川島、大矢知)。
	11月	海洋プラスチックごみ対策として、地域や市民団体と共催で、吉崎海岸における海岸清掃を開催。 (「よっかいち海ごみゼロ大作戦!!」) ごみガイドブックおよびごみ収集日程表を8か国語に対応。 「福祉サービスと連携したごみの収集」にかかる回収箱を追加設置(富田、羽津、日永、八郷、海蔵)。
令和4年	3月	資源物持ち去り対策を強化するため「四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」を改正。 ・紙類などの資源化業者に対して、ごみ集積場から持ち去られた資源物を譲り受けることを禁止。 ・資源物を持ち去った者や、持ち去った資源物を譲り受けた業者の氏名や住所等を公表。 ・資源物を常習的に持ち去った者に対する、罰金を引き上げ(改正前20万円⇒改正後50万円)。 (施行:令和4年10月) 「福祉サービスと連携したごみの収集」にかかる回収箱を追加設置(県)。

令和4年	4月	機構改革により、生活環境課におけるごみの収集・処理を担う部門を組織化し、環境事業課が発足 ※「施設係」「事業係」の二係体制 機構改革により、生活環境課内における「施設係」「リサイクル係」を改編し、ごみの減量に特化した専門部署である「ごみ減量推進係」を設置 ※「管理係」「ごみ減量推進係」「廃棄物対策室」の二係一室体制 「ごみ収集車を用いた小学校への出前講座」を再開 クリーンセンターにおける展開検査を拡充(月数回実施)
	6月	「四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」一部改正 ・手数料が無料となる範囲を見直し(施行: 令和5年1月)
	9月	「福祉サービスと連携したごみの収集」にかかる回収箱を追加設置(神前) 「福祉サービスと連携したごみの収集」にかかる回収箱を追加設置(内部)
	12月	環境フェアの一環で、市役所主催としては県内初となるフードドライブを実施
令和5年	1月	「福祉サービスと連携したごみの収集」にかかる回収箱を追加設置(小山田、保々、富洲原)
	2月	「よっかいち海ごみゼロ大作戦!!」が、環境省主催「プラスチック・スマートシンポジウム2023」で「拾う」部門の最優秀事例に選定
	3月	「福祉サービスと連携したごみの収集」にかかる回収箱を追加設置(河原田、楠、下野、桜、水沢) 「四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則」一部改正 (資源物持ち去り対策にかかる資源物の定義見直し及び様式の追加修正等) 子ども向けごみ減量啓発映像を作成
	4月	食品ロス削減マッチング事業開始(委託先: 四日市市社会福祉協議会) 生ごみ処理機購入費補助金申請を事前申請から事後申請に改正
	5月	非電動式生ごみ処理機について市民を対象としたモニタリング事業を市民団体に委託して実施
	6月	「福祉サービスと連携したごみの収集」にかかる回収箱を追加設置(塩浜)
	9月	四日市市のごみ排出状況の確認のため、可燃ごみと破碎ごみの展開・組成分析を実施
	11月	家庭で利用見込みのない食品の寄付を受け付けるフードドライブを、「消費者のつどい」と同時開催
	12月	家庭で利用見込みのない食品の寄付を受け付けるフードドライブを、「環境フェア」の一環として開催
令和6年	1月	9月に引き続き、四日市市のごみ排出状況の確認のため、可燃ごみの展開・組成分析を実施
	3月	ごみ減量についての啓発冊子『四日市市のごみを減らそう! もったいないハンドブック』を作成し、広報よっかいち3月上旬号と同時に配布
	3月	「四日市市災害廃棄物処理計画」(平成28年度策定、令和元年度改定)を改定
令和6年4月～		10ページ「事業の沿革 清掃事業の年表 令和6年度」参照

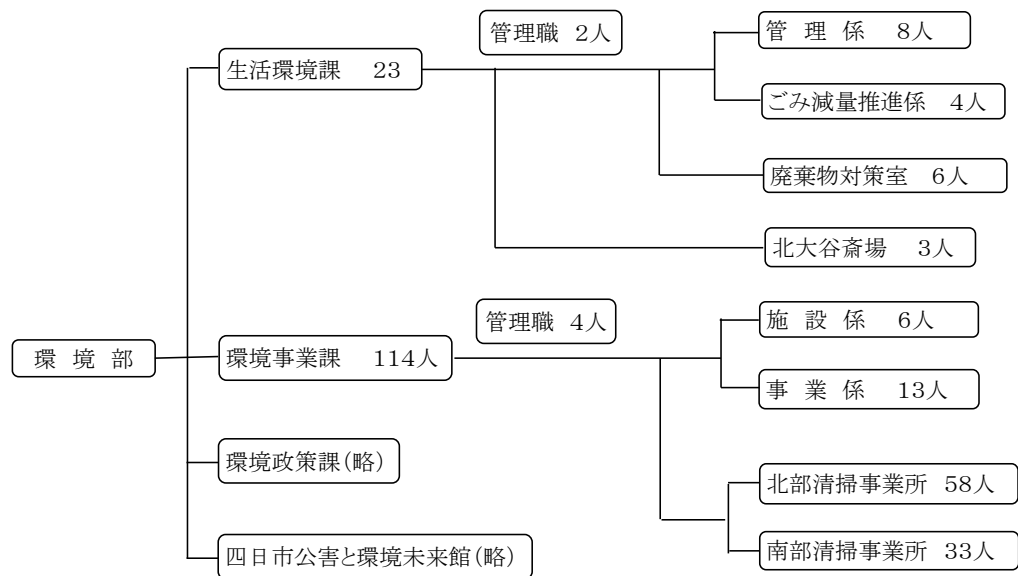
事業の沿革 清掃事業の年表 令和6年度

- 令和6年4月 大規模災害発生時において発生する災害廃棄物の迅速な処理と災害からの復旧・復興を進めるため、株式会社富山環境整備と「災害廃棄物の処理等に関する協定」を締結
- 令和6年4月 生ごみ処理機購入費補助金を拡大し、電動式生ごみ処理機に加えて新たに非電動式生ごみ処理機を補助対象に追加
- 令和6年6月 ライフスタイルや住環境に合わせた生ごみ処理機の選び方についてのセミナー開催や生ごみ処理機を使うためのフォローアップ講座の開催・相談窓口の設置などを行う「生ごみ減量化推進等事業（委託先：一般社団法人ネクストステップ研究会）」を開始
- 令和6年7月 北部清掃工場を廃止し、解体工事に着手
- 令和6年9月 「災害時のし尿処理に関する実地訓練」の第1回目として、研修会（学識経験者等による講演会）を開催
- 令和6年10月 本市における一般廃棄物収集運搬業の新規許可を原則停止
- 令和6年10月 海洋プラスチックごみ削減の啓発の一環として、吉崎海岸において「海ごみゼロ大作戦!!2024」を実施
- 令和6年11月 「災害時のし尿処理に関する実地訓練」の第2回目として、災害用トイレの手配と組み立て等についての実地訓練を実施
- 令和6年12月 食品ロス削減を目的として、家庭で利用見込みのない食品の寄付を受け付けるフードドライブを、「環境フェア」の一環として開催
- 令和6年12月 令和5年7月にDIC株式会社と四日市市が締結した「脱炭素社会の実現及び継続的な産業振興の両立に関する包括連携協定」に基づき、富田・富洲原・羽津の各地区市民センターにおいて市民を対象とした食品トレイ回収の実証実験を実施
- 令和7年1月 大規模災害発生時において発生する災害廃棄物の迅速な処理と災害からの復旧・復興を進めるため、アイザックグループ（株式会社アイザック、株式会社アイザック・トランスポート、株式会社アイザック・オール）と「災害廃棄物の処理等に関する協定」を締結。同時に株式会社アイザックと本市（危機管理統括部）の間で「災害時における物資の供給に関する協定」を締結
- 令和7年3月 食品ロス削減を目的として、家庭で利用見込みのない食品の寄付を受け付けるフードドライブを、「コンビナート夜景ラン」と同時開催

I-2 清掃関係

【令和7年4月1日現在】

(1) 組織及び構成



		生活環境課	北大谷斎場	環境事業課	北部清掃事業所	南部清掃事業所	計
事務所	事務職	20	3	13	3	3	42
	用務員				1	1	2
	車両管理者				1	1	2
	作業員			4	1	1	6
	運転手				30	15	45
	作業員	3		4	23	13	43
	計	23	3	21	59	34	140
内訳	正職員	11		9	32	18	70
	再任用	0		2	3	3	8
	会計年度任用職員 (フルタイム)			1			1
	会計年度任用職員 (パートタイム)	9	3	9	24	13	58

(2) 予算

令和7年度・令和6年度清掃費予算総括比較

(単位:千円)

区 分		令和7年度(A) 当初予算額	令和6年度(B) 当初予算額	増 減 額 (A)-(B)	対前年度比(%)
歳 入	衛生使用料	6,887	5,764	1,123	119.5
	衛生手数料	572,067	580,383	▲ 8,316	98.6
	国庫補助金	27,006	2,710	24,296	996.5
	財産収入	1,892	1,181	711	160.2
	繰入金	19,014	15,390	3,624	-
	雑入	680,168	803,878	▲ 123,710	84.6
計		1,307,034	1,409,306	▲ 102,272	92.7
歳 出	清掃総務費	1,310,929	1,253,463	57,466	104.6
	塵芥処理費	1,022,031	1,011,585	10,446	101.0
	し尿処理費	364,393	371,098	▲ 6,705	98.2
	清掃工場費	2,010,189	1,780,839	229,350	112.9
	南部埋立処分場費	190,555	161,366	29,189	118.1
	計	4,898,097	4,578,351	319,746	107.0

(3) 決算

令和6年度・令和5年度清掃費決算総括比較

(単位:千円)

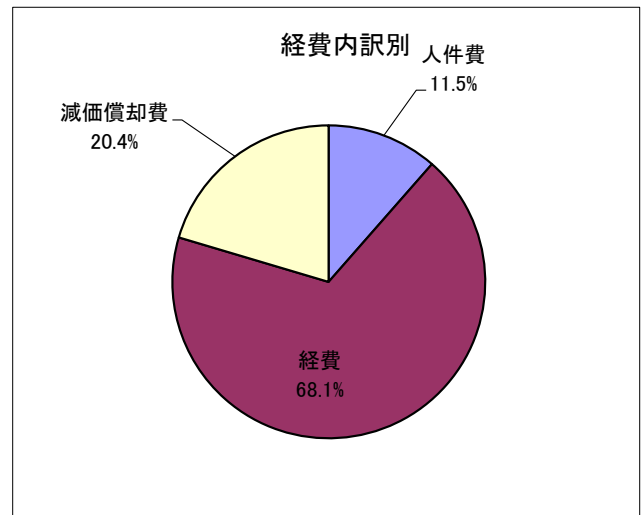
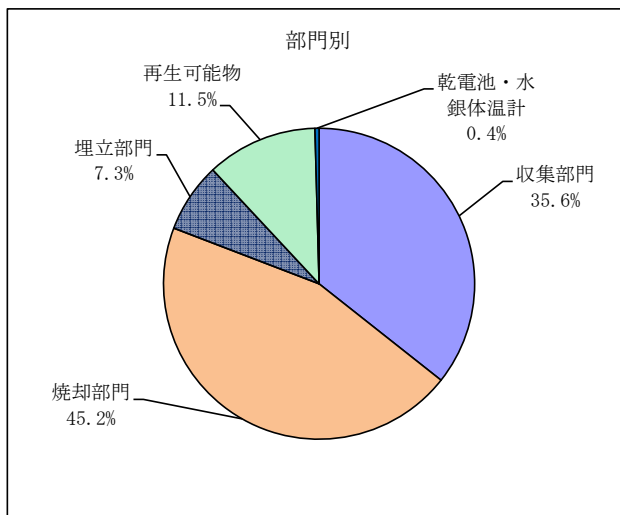
区 分		令和6年度(A) 決 算 額	令和5年度(B) 決 算 額	増 減 額 (A)-(B)	対前年度比(%)
歳 入	衛生使用料	6,332	5,772	560	109.7
	衛生手数料	578,191	592,268	▲ 14,077	97.6
	国庫補助金	8,631	4,000	4,631	215.8
	財産収入	1,510	834	676	181.1
	繰入金	15,244			
	雑入	688,269	857,175	▲ 168,906	80.3
計		1,298,177	1,460,049	▲ 177,116	88.9
歳 出	清掃総務費	1,166,435	1,141,636	24,799	102.2
	塵芥処理費	1,007,256	920,675	86,581	109.4
	し尿処理費	370,121	342,528	27,593	108.1
	清掃工場費	1,849,699	1,555,530	294,169	118.9
	南部埋立処分場費	161,365	152,027	9,338	106.1
	計	4,554,876	4,112,396	442,480	110.8

I-3 原価計算

(1) ごみ処理部門(令和6年度)

		収集部門	焼却部門	埋立部門	資源物部門	ペットボトル部門	粗大収集部門	乾電池・水銀体温計部門
直接原価	人件費(千円)	501,157	—	—	—	—	—	—
	経費(千円)	585,244	1,828,708	161,363	390,100	55,099	29,687	12,992
	減価償却費(千円)	47,715	775,246	70,036	—	—	—	—
総合価	管理部門経費(千円)	76,347	96,776	15,561	24,707	2,572	1,341	875
小計(千円)		1,210,463	2,700,730	246,960	414,807	57,671	31,028	13,867
充当財源(千円)		365	1,166,840	314	23,198	16,900	9,768	—
合計(千円)		1,210,098	1,533,890	246,646	391,609	40,771	21,260	13,867
処理量(t)		51,191	89,615	967	5,945	403	287	104
1t当たり経費(円)		23,639	17,116	255,063	65,872	101,169	74,077	133,337

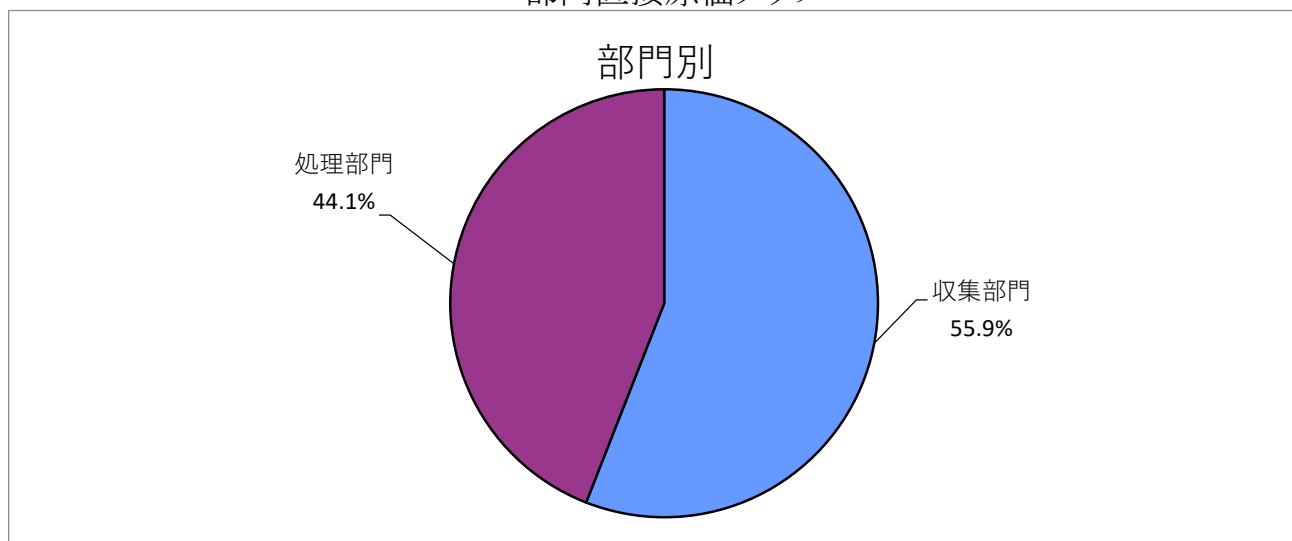
部門直接原価グラフ



(2) し尿処理部門(令和6年度)

		収 集 部 門	処 理 部 門
部門直接原価	人 件 費 (千円)	—	—
	経 費 (千円)	368,470	289,542
	減価償却費(千円)	—	—
原総価合	管理部門経費(千円)	11,548	9,738
小 計 (千円)		380,018	299,280
充 当 財 源 (千円)		53,480	22,084
合 計 (千円)		326,538	277,196
処 理 量 (kℓ)		6,757	59,019
1 kℓ 当たり経費(円)		48,326	4,697

部門直接原価グラフ



Ⅱ. 清掃施設の概要

Ⅱ－１ ごみ処理関係

(1) 清掃事業所（ごみ収集関係事務所）

名 称	所 在 地	敷地面積	建物面積	電話番号
北部清掃事業所	四日市市垂坂町1587	5,133㎡	1,006.10㎡	331-3228
南部清掃事業所	四日市市大治田3-4-26	6,482㎡	1,115.47㎡	345-3666

北部清掃事業所



南部清掃事業所



(2) 焼却・破碎施設

名 称	四日市市クリーンセンター			
所 在 地	四日市市垂坂町1736(電話331-6181)			
敷 地 面 積	79,577㎡			
竣 工	平成28年3月			
処 理 方 式	シャフト式ガス化溶融炉			
処 理 能 力	焼却施設:369t/日(123t/日×3炉) 破碎施設:32t/5h			
主な施設・設備	建 物	RC、SRC、S造 (延)18,550.78㎡(地下1階、地上5階)		
	煙 突	高さ59m		
	○焼却施設			
	処 理 対 象 物	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ		
	受 入 供 給 設 備	ピット・アンド・クレーン方式 ピット容量:12,000㎡		
	燃 焼 設 備	旋回燃焼方式		
	燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラ方式		
	排ガス処理設備	消石灰・活性炭吹込、ろ過式集じん器、アンモニア吹込、触媒反応塔		
	余 熱 利 用 設 備	蒸気タービン発電(9,000kW)		
	溶融物処理設備	水砕＋磁選方式		
総 事 業 費	○破碎処理施設			
	処 理 対 象 物	破碎ごみ、不燃性粗大ごみ		
	処 理 方 式	高速回転破碎、磁力、粒度、アルミ選別		
17,072,021 千 円	財源内訳			
	国庫補助	起債	その他特財	一般財源
17,072,021 千 円	6,221,882千円	8,477,800千円	2,254,876千円	117,463千円

*計画支援事業、用地費、造成工事、施設建設工事、周辺環境整備等を含む。



(焼却施設)



(破碎処理施設)



(3) 資源物選別等施設（楠衛生センター）

名 称	楠衛生センター
所 在 地	四日市市楠町北五味塚1085-208(電話397-2369)
敷 地 面 積	18,157.49㎡(焼却施設跡地を含む。)
竣 工	平成14年2月
主な施設・設備	選別棟(延)569.59㎡、ストックヤード

平成19年3月、資源物の集荷、選別、加工施設である資源リサイクルセンター（四日市市下海老町地内）の閉鎖に伴い、楠衛生センターでびん類の色選別、保管を開始し、同時に市民が直接搬入できる持込場所としても運用を開始した。

平成28年4月以降、使用済み乾電池、水銀体温計、スプレー缶、ライターの選別、蛍光管の破碎、使用済み小型電子機器の選別、保管を行うストックヤードとして運用している。

それ以外の資源物（紙類、布類、缶類、金属類）は業者へ直接運搬している。

選別棟



持込場所



(4) 最終処分施設（南部埋立処分場）

名 称	南部埋立処分場			
所 在 地	四日市市小山町2855			
敷 地 面 積	220,966㎡(うち埋立地面積127,800㎡)			
竣 工	昭和54年8月			
埋 立 方 式	サンドイッチ方式			
埋 立 容 量	2,217,064㎡(一般廃棄物2,140,759㎡・産業廃棄物76,305㎡)			
汚 水 処 理 施 設	処理能力:400㎡/日 処理方式:回転円板式生物処理－凝集沈殿－砂ろ過－活性炭吸着－脱水			
事 業 費	総事業費	財源内訳		
		国庫補助	起債	一般財源
建 設 当 初	1,310,000千円	270,100千円	800,700千円	239,200千円
拡 大 事 業	1,177,120千円	0千円	0千円	1,177,120千円
浸出水処理施設改修	509,790千円	0千円	0千円	509,790千円

小山町地内に管理型最終処分場として整備し、全体を3区画に分けて埋立を行う。第1区画の埋立を完了し、平成8年4月より第2区画で埋立を行っている。(第3区画は未整備。)

平成28年4月より一般廃棄物の搬入先を四日市市クリーンセンターに一元化し、処理不適物を埋立処分している。

埋立地



浸出水処理施設



オ. 汚水処理施設（旧北部埋立処分場）

名 称	旧北部埋立処分場汚水処理施設			
所 在 地	四日市市垂坂町1596(北部清掃工場敷地内)			
敷 地 面 積	12,066㎡			
竣 工	昭和50年3月(令和4年8月更新)			
施 設 概 要	処理能力:500㎡/日 処理方式:曝気及び薬品凝集沈殿活性炭ろ過			

昭和54年7月で埋立を終了した旧北部埋立処分場は、垂坂グラウンド、駐車場として活用するとともに、浸出水については現在も処理を続けている。

浸出水処理施設



Ⅱ－２ し尿処理施設

ア. 投入施設（日永投入槽・大井の川中継貯留槽）

名 称	日永投入槽 ※平成28年3月施設休止	大井の川中継貯留槽
所 在 地	四日市市寿町438番地1 (電話351-9395)	四日市市東邦町1番地2 (電話346-7825)
主 な 施 設 ・ 設 備	建物(延)173.8㎡ 投入槽25㎡、貯留槽25㎡ 脱臭装置(活性炭吸着) 夾雑物破砕ポンプ ※日永浄化センターへポンプ圧送	建物(延)490.93㎡ 投入槽150㎡、貯留槽400㎡ 脱臭装置(活性炭吸着) 夾雑物破砕ポンプ ※朝明衛生センターへ転送

日永投入槽



大井の川中継貯留槽



イ. し尿衛生処理施設（朝明衛生センター）

名 称	朝明広域衛生組合(朝明衛生センター)
所 在 地	三重郡川越町大字高松1508番地(電話365-4776)
竣 工	平成11年8月(処理棟は平成10年10月より稼働)
敷 地 面 積	21,997㎡
処 理 方 式	水 処 理 高負荷脱窒素処理方式 汚泥処理 遠心脱水
処 理 能 力	300kl／日

し尿の広域処理のため、昭和40年に四日市市、菰野町、川越町、朝日町が構成団体となり一部事務組合が設立され、昭和43年から日量140klのし尿処理業務を開始。平成8年度より4ヵ年継続事業として現施設を建設した。



ウ. 中継貯留槽

名 称	所 在 地	構築物面積	規 模
小杉中継貯留槽	四日市市小杉町	100.0 m ²	200.0 kℓ
桜 〃	四日市市智積町※	41.0 m ²	24.4 kℓ
橋 北 〃	四日市市新浜町7※	8 m ²	12.0 kℓ
小山田 〃	四日市市山田町5569-3外※	69.7 m ²	135.5 kℓ
水 沢 〃	四日市市水沢町1634-3	20.0 m ²	40.0 kℓ
保 々 〃	四日市市小牧町22-5	6.3 m ²	34.0 kℓ

※現在使用していない

エ. 中継基地(トレーラー置場)

名 称	所 在 地	規 模
河原田中継基地	四日市市大治田三丁目4-26(南部清掃事業所内)	30kℓ

Ⅱ－３ 車両保有状況

【令和7年4月1日現在】

塵 芥

(単位:台)

		環境事業課				生活環境課	合 計
		北部清掃事業所	南部清掃事業所	南部埋立処分場	クリーンセンター		
小型塵芥		23	12		1		36
小型粗大				2			2
普通粗大				1			1
普通トラック				1			1
予備車・その他	小型塵芥	12	9				21
	普通塵芥	1					1
	普通粗大	1					1
	タイヤシャベル			1	1		2
	バキューム車 (散水用)			1			1
	軽自動車	1	1		4	2	8
	乗用車 (軽自動車を除く)				2		2
	ライトバン					1	1
合 計		40	24	6	11	3	84

平成29年度にごみ収集車イメージアップデザインを募集し、デザインを一新した



・四日市市長賞



・大賞(幼稚園、保育園等の部)



・大賞(小学校低学年の部)



・大賞(小学校高学年の部)

Ⅲ ごみ処理事業（実績）

Ⅲ－１ ごみ収集処理状況（総括）

（１）施設搬入、処理量

（単位：t）

			クリーンセンター 搬入量(※１)	クリーンセンター 処理量(※２)	埋立処分場処分量	計
家庭系一般廃棄物	直営収集	可燃ごみ	37,263	37,263	0	37,263
		破碎ごみ	1,408	1,408	0	1,408
		町内清掃ごみ	465	465	214	679
		火災・災害	0	0	0	0
	委託収集	可燃ごみ	11,365	11,365	0	11,365
		破碎ごみ	690	690	0	690
		町内清掃ごみ	0	0	44	44
		火災・災害	0	0	0	0
	搬直入接	可燃ごみ	1,124	1,124	0	1,124
		破碎ごみ	3,996	2,570	0	2,570
		町内清掃ごみ	0	0	4	4
		火災・災害	0	0	338	338
小　　計			56,311	54,885	600	55,485
事業系一般廃棄物		可燃ごみ	29,545	29,545	0	29,545
		破碎ごみ	1,167	1,167	81	1,248
		火災・災害	0	0	0	0
小　　計			30,712	30,712	81	30,793
処理不適物			0	0	286	286
中　　計（四日市市合計）			87,023	85,597	967	86,564
朝日町・川越町		可燃ごみ	3,745	3,745	0	3,745
		破碎ごみ	273	273	0	273
小　　計			4,018	4,018	0	4,018
合　　計（朝日町、川越町含む）			91,041	89,615	967	90,582

（※１）家庭系、事業系一般廃棄物をクリーンセンターで受け入れた量

（※２）（※１）をクリーンセンターで熔融、破碎等の処理を行った量

（直接資源化量（1,140 t）および処理不適物（286 t）を除く）

(2) 資源化量

(単位：t)

直接資源化量（※１）			
家庭系資源物	委託	紙類、布・衣類、びん等	5,657
		ペットボトル	403
		小型家電	288
		乾電池・水銀体温計	104
資源物の他	集団回収		736
	エコステーション		209
合 計（四日市市内）			7,397

(単位：t)

処理後資源化量（※2）	
破砕鉄	102
破砕アルミ	4
溶融スラグ	8,193
溶融メタル	867
溶融飛灰	2,451
合 計(四日市市内)	11,617

（※1）収集した資源物が、資源化業者によって直接資源化された量

（※2）クリーンセンターで受け入れた家庭系、事業系一般廃棄物が、溶融、破砕等の処理を経て資源化された量

(3) 各種指標

項 目	目標値 (R12)	実 績 (R6)	単 位	備 考
本市の人口	－	306,749	人	令和6年10月1日現在
本市の世帯数	－	145,962	世帯	令和6年10月1日現在
ごみ総排出量（四日市市）	97,869	93,961	t/年	四日市市の処理量に直接資源化量を加えた量
一人一日当たりごみ総排量（四日市市）	883	837	g/人・日	朝日町、川越町を除く
一人一日当たり家庭系ごみ排出量（資源物・町内清掃含む）	613	563	g/人・日	
一人一日当たり家庭系ごみ排出量（資源物・町内清掃除く）	510	487	g/人・日	
一人一日当たり事業系ごみ排出量（参考値）	270	274	g/人・日	

(1) 四日市市クリーンセンター処理フロー

【資源物搬入・資源化】

1 可燃ごみ	<u>79,762</u>	87.61%
2 可燃ごみ (朝日・川越)	<u>3,745</u>	4.11%
3 破碎ごみ	<u>2,574</u>	2.83%
4 破碎ごみ (朝日・川越)	<u>87</u>	0.10%
5 粗大ごみ	<u>474</u>	0.52%
6 粗大ごみ (朝日・川越)	<u>185</u>	0.20%
7 混載ごみ	<u>3,895</u>	4.28%
8 資源物市民持込等	<u>319</u>	0.35%
搬入量(計) (1~8)	91,041	100% (A)
処理量(計) (A-B-C)	89,615	

14 焼却施設搬入合計 **86,304t**

15 焼却施設への転送 **2,797t**

9 破碎施設搬入合計 **7,534t**

10 破碎機処理 **3,311t**

11 仕分け資源(混載) **821t**

12 資源物市民持込 **319t**

13 処理不適物 **286t**

16 焼却処理量 **89,509t**

17 焼却施設への転送 **3,205t**

【処理後資源化】

18 溶融飛灰	<u>2,451t</u>
19 溶融スラグ	<u>8,193t</u>
20 溶融メタル	<u>867t</u>
計	<u>11,511t</u>

【処理後資源化】

21 破碎アルミ	<u>4t</u>
22 破碎鉄	<u>102t</u>
計	<u>106t</u>

【資源物(直接資源化)】

23 資源類その他	<u>644t</u>
24 金属類・缶	<u>496t</u>
計	<u>1,140t</u>

(B)

【埋立処分：南部埋立処分場】

(C)

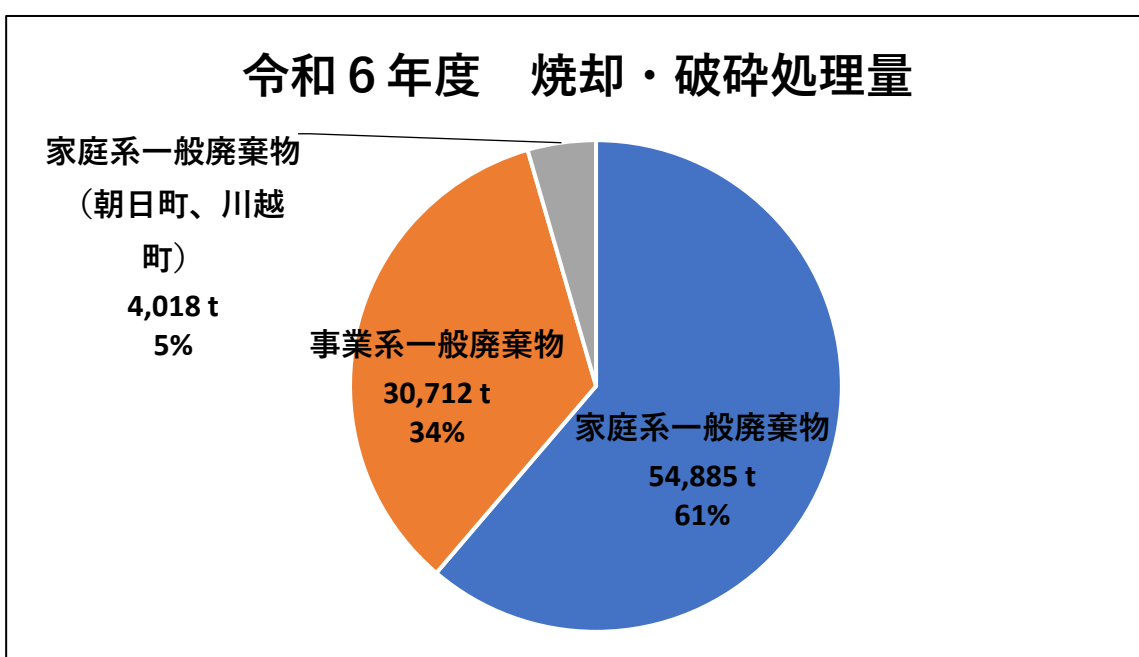
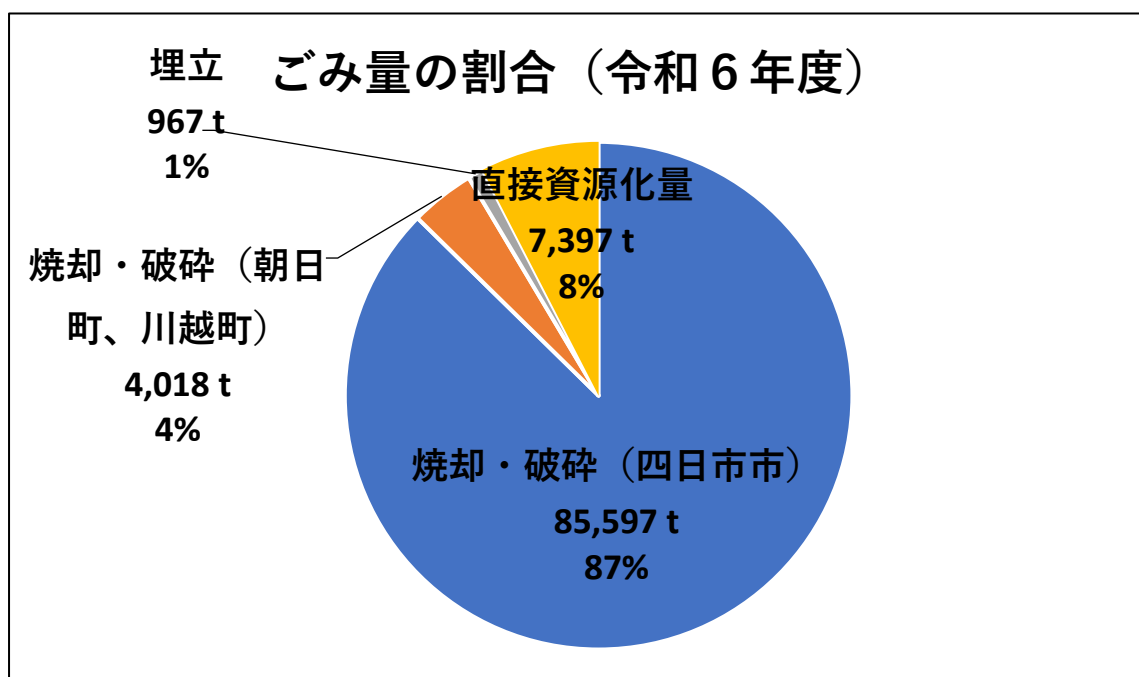
【処理後資源化(計)(18~22)】 **11,617t**

(2) ごみ量の推移

(単位 : t)

年 度	合 計	焼却、破碎		埋立処分	直接資源化量
		四日市市	朝日町、川越町		
R2	110,090	95,175	4,436	1,153	9,326
R3	107,101	92,944	4,372	836	8,949
R4	105,901	92,061	4,318	958	8,564
R5	100,750	87,952	4,093	791	7,915
R6	97,979	85,597	4,018	967	7,397

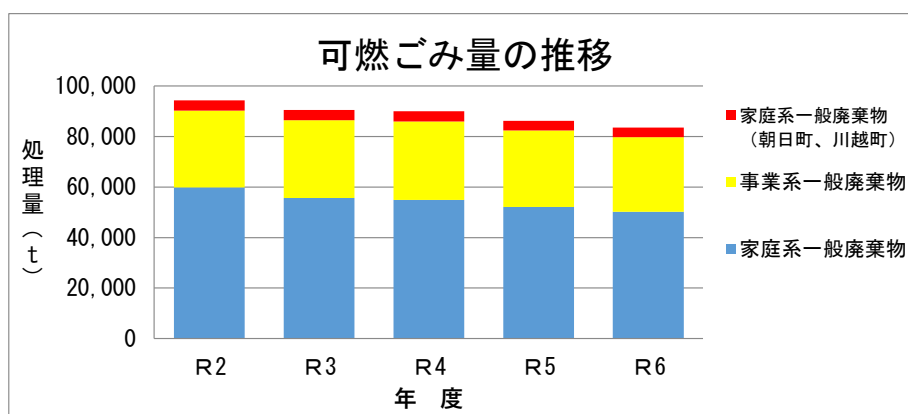
※埋立処分量には処理不適物（286 t）を含む。



(3) 可燃ごみ処理実績

(単位：t)

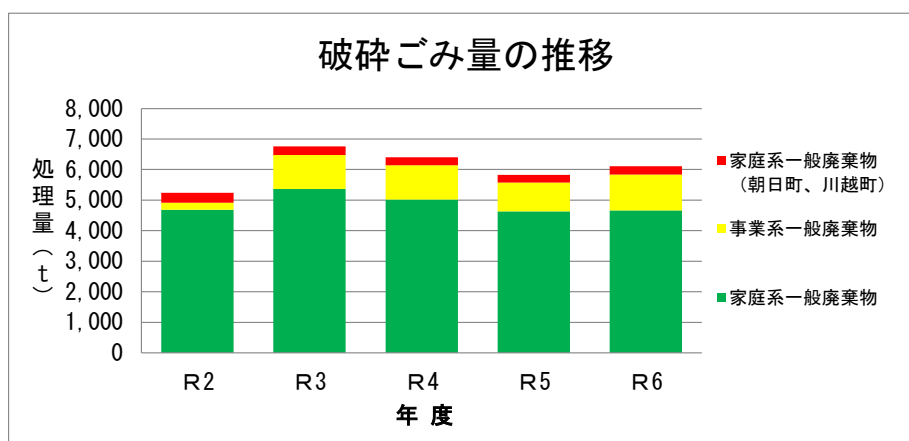
年 度	処理実績	内 訳		
		家庭系一般廃棄物	事業系一般廃棄物	家庭系一般廃棄物 (朝日町、川越町)
R2	94,375	59,874	30,391	4,110
R3	90,552	55,615	30,857	4,080
R4	89,979	54,862	31,061	4,056
R5	86,215	52,069	30,307	3,839
R6	83,507	50,217	29,545	3,745



(4) 破碎ごみ処理実績

(単位：t)

年 度	実績	内 訳		
		家庭系一般廃棄物	事業系一般廃棄物	家庭系一般廃棄物 (朝日町、川越町)
R2	5,236	4,681	229	326
R3	6,764	5,362	1,110	292
R4	6,400	5,024	1,114	262
R5	5,831	4,629	948	254
R6	6,108	4,668	1,167	273

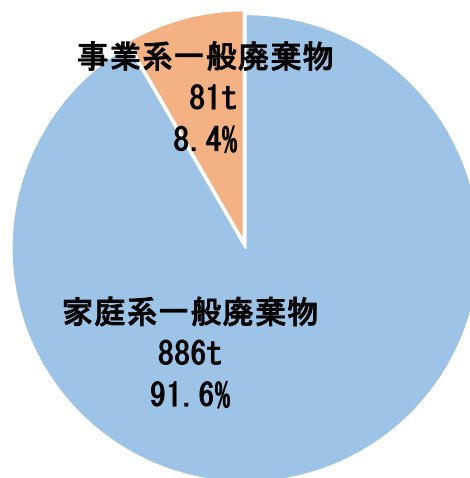


(5) 埋立処分実績

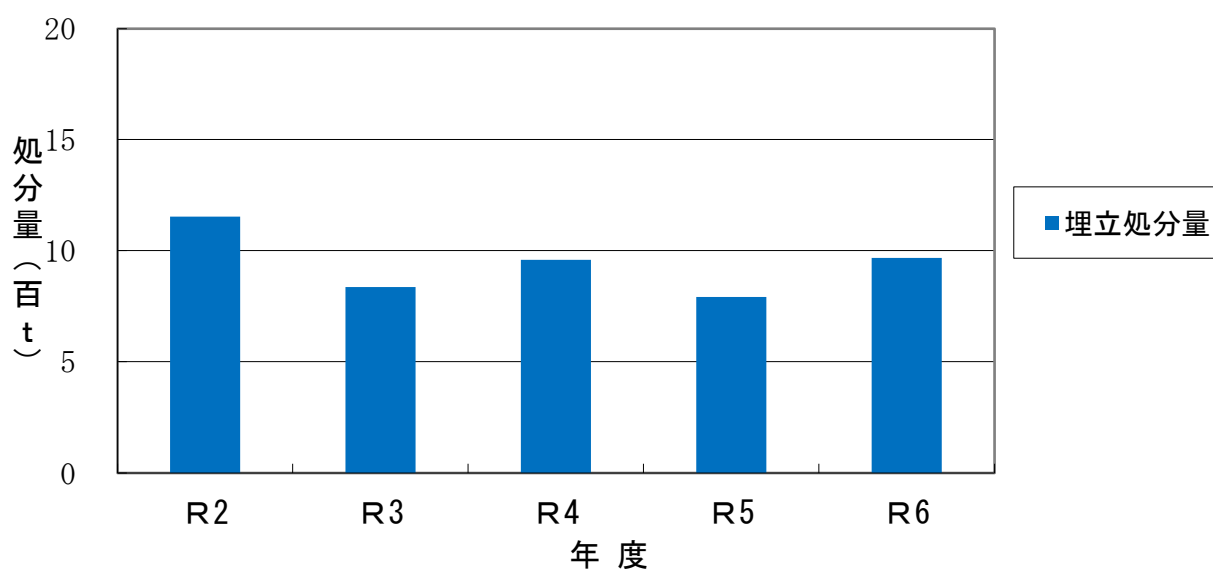
(単位：t)

年 度	処分実績	搬 入 内 訳	
		家庭系一般廃棄物	事業系一般廃棄物
R2	1,153	480	673
R3	836	728	108
R4	958	790	168
R5	791	580	211
R6	967	886	81

埋立処分割合（令和6年度）



埋立処分の推移

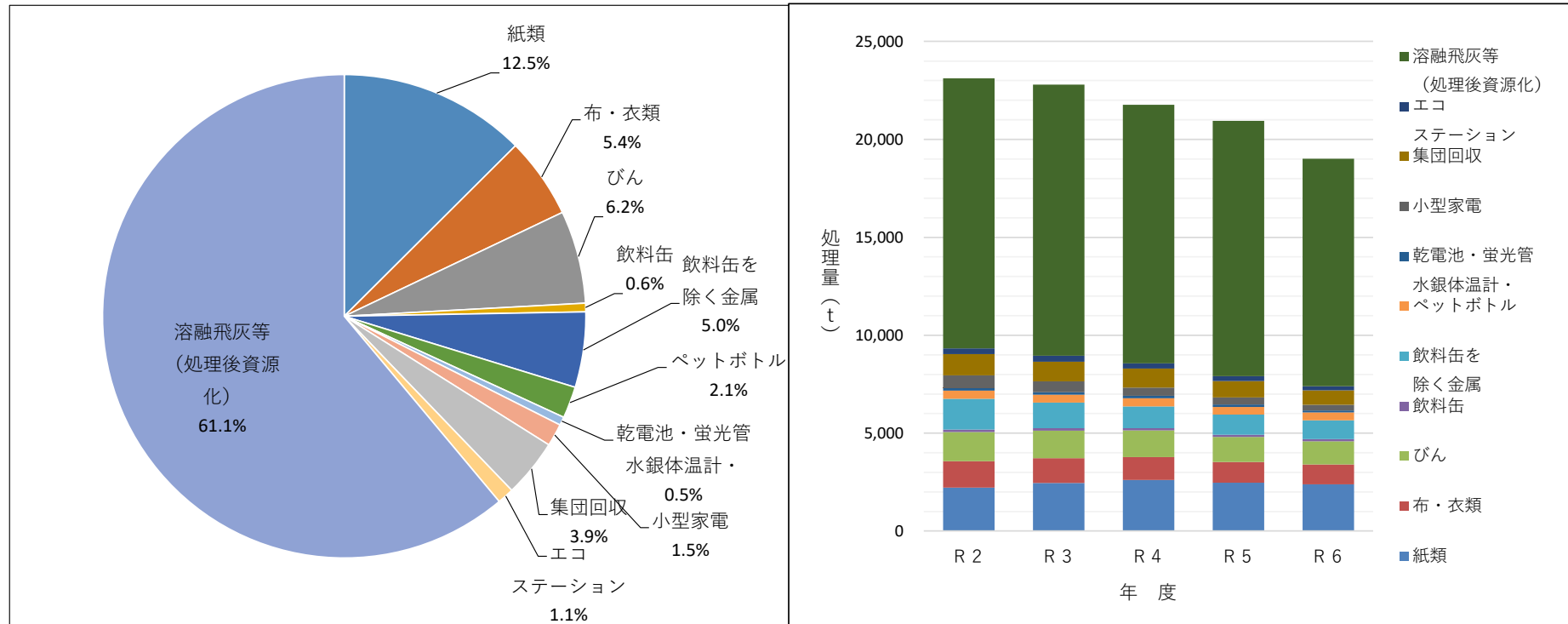


(6) 資源化実績

(単位：t)

年 度	処理実績	内 訳										
		紙類	布・衣類	びん	飲料缶	飲料缶を除く金属	ペットボトル	乾電池・蛍光管 水銀体温計・	小型家電	集団回収	エコ ステーション	溶融飛灰等 (処理後資源化)
R 2	23,121	2,221	1,355	1,488	116	1,574	421	124	661	1,082	284	13,795
R 3	22,801	2,453	1,273	1,406	127	1,298	413	123	561	1,000	295	13,852
R 4	21,772	2,614	1,165	1,367	111	1,117	416	124	420	968	262	13,208
R 5	20,943	2,477	1,055	1,279	113	1,020	402	123	360	833	253	13,028
R 6	19,014	2,385	1,024	1,181	109	958	403	104	288	736	209	11,617

令和6年度 資源化処理の種類別割合・処理量



Ⅲ－３ 使用済み乾電池・水銀体温計及び蛍光管処理実績

(1) 使用済み乾電池・水銀体温計処理実績

区 分 年 度	処理実績 (t)
R 2	94
R 3	102
R 4	103
R 5	106
R 6	88

(2) 使用済み蛍光管処理実績

区 分 年 度	処理実績 (t)
R 2	30
R 3	21
R 4	21
R 5	17
R 6	16

※使用済み乾電池については、昭和61年度から（社）全国都市清掃会議の定める「使用済み乾電池の広域回収・処理計画」に基づいて処理を開始し、野村興産（株）イトムカ鉱業所（北海道北見市）において資源化処理している。また、平成28年度からは蛍光管も電池と同様の処理とし、楠衛生センターにおいて一時保管し、年3回資源化施設へ搬出している。

Ⅲ－４ 粗大ごみ戸別有料収集実績

年 度	件 数 (件)	点 数 (個)
R 2	5,385	9,579
R 3	5,471	9,525
R 4	5,334	9,318
R 5	5,290	9,602
R 6	5,278	9,576

Ⅲ－５ ペットボトル資源化実績

年 度	処理実績 (t)
R 2	421
R 3	413
R 4	416
R 5	402
R 6	403

Ⅲ－６ 生ごみ処理機購入費補助事業交付状況

年 度	交 付 件 数 (実 績)	累 計 (件)
R 2	70	6,237
R 3	56	6,293
R 4	61	6,354
R 5	108	6,462
R 6	166	6,628

Ⅲ－７ 資源集団回収助成金交付状況

年 度	登録団体数	回 収 実 績 (t)	金 額 (円)
R 2	139	1,082	4,328,904
R 3	139	1,000	4,998,435
R 4	117	968	4,837,650
R 5	107	833	4,163,315
R 6	97	736	3,680,915

※助成金額：4円／k g（平成22年4月～令和3年3月）
5円／k g（令和3年4月～）

Ⅲ－８ エコステーション促進事業費助成金交付状況

年 度	登録団体数	回 収 実 績 (t)	金 額 (円)
R 2	2	284	1,137,892
R 3	3	295	1,475,655
R 4	3	262	1,308,945
R 5	3	253	1,263,710
R 6	3	209	1,043,050

※平成22年4月1日から、市民の利便性の向上及び市の資源収集や資源集団回収の利用が困難となっている市民が容易に利用できるよう拠点回収システムを構築し、さらなる資源回収量の拡大を図るため、補助制度を創設した。

助成金額：4円／k g（～令和3年3月） 5円／k g（令和3年4月～）

Ⅲ－９ ごみの質的变化

市民の生活様式の多様化に伴い、ごみ組成にも変化がみられる。
ごみの組成は、焼却処理にも影響を与えるため、常にその把握に努めている。

(1) 可燃ごみ組成の推移

(単位：％)

年度 区分		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
ごみの種類組成	紙、布類	35.2	31.0	32.2	32.9	35.2
	ビニール、ゴム、合成樹脂、皮革類	26.3	25.6	25.9	30.1	27.9
	木、竹、わら類	23.7	24.7	25.8	26.8	24.6
	厨芥類	8.5	8.7	10.4	7.3	8.1
	不燃物類	3.8	3.1	2.0	1.5	1.1
	その他	3.2	3.9	3.7	1.5	3.1
三成分	水分	45.0	44.4	45.9	43.5	45.5
	灰分	6.4	6.8	5.5	5.7	6.4
	可燃分	48.7	48.9	48.6	50.8	48.1
低位発熱量 (Kcal)		1,920	1,933	1,913	2,024	1,891

※平成28年度から処理方法が変更された。

(2) 破碎ごみ組成の推移

(単位：％)

年度 区分		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
ごみの種類組成	紙、布類	59.6	56.6	62.2	67.6	65.0
	ビニール、ゴム、合成樹脂、皮革類	4.0	3.1	4.6	4.6	5.4
	木、竹、わら類	6.1	5.7	6.8	3.8	5.3
	厨芥類	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	不燃物類	28.1	33.8	25.5	22.3	23.9
	その他	2.1	0.9	0.9	1.8	0.4

※平成28年度から破碎処理開始。

Ⅲ－１０ ごみ出し説明会及び施設見学会の開催

ごみの収集や分別及び施設における処理の流れをの現状について知っていた
だき、ごみ減量、分別の徹底をはかるため、地区、企業や学校等の要望に応じて
ごみ出し説明会を実施した。

(説明会実施回数 19回／年 参加総数 1,350人)

(施設見学会実施回数 140回／年 参加総数 3,683人)

Ⅲ－１１ 不法投棄対策

平成14年度から監視カメラを導入し、監視体制を強化している。

また、不法投棄パトロール班を設置し多発箇所を中心にパトロールを行い、投棄ごみの調査、撤去などを行っている。さらに、悪質なケースは警察への届出も行っている。

令和6年度から移動式監視カメラ（トレイルカメラ）を導入した。

(1) 監視カメラ設置実績

令和7年3月31日現在 ： 44台設置

年 度	R 3	R 4	R 5	R 6
監視カメラ設置台数 （基）	4	4	4	3

※令和元年度より定点型から全方位型監視カメラに変更

(2) 不法投棄発見件数

年 度	R 3	R 4	R 5	R 6
発見件数	711	512	409	527

(3) 回収量実績

年 度	R 3	R 4	R 5	R 6
回収量（t）	11.2	8.0	8.6	9.3

<監視カメラ・看板>



Ⅲ－１２ 資源物持ち去り行為禁止対策

市内のごみ集積場において、紙類や金属類などの資源物を持ち去る行為が頻発しているため、「四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」の一部改正を行い、市又は規則で定める者ではない者が、所定のごみ集積場から資源物の収集又は運搬を行うことを禁止するとともに、違反した場合は、50万円以下の罰金を科すことができるものとした。

本条例施行後、職員によるパトロールの実施、行為者に対する指導や警告、禁止命令書の発布、告発を続けてきたが昨今は行為者の行動が悪質化するなど対応に苦慮することが多く、パトロール中の事故など被害が発生する危険性もあることから、警察署との連携を密にし、現場での張り込みなどを中心に対応を行っている。

また、令和元年度からは、資源物の持ち去りが多い早朝からのパトロールを民間の警備会社に委託し、監視体制の強化を図っている。

○資源物持ち去り行為禁止指導実績

令和7年3月31日現在

・実績 指導	—	(累計：39件)
警告書発布	—	(累計：23件)
禁止命令書発布	2件	(累計：37件)
告発	1件	(累計：20件)
公表	2件	(累計：5件)

※累計は、罰則にかかる条例を整備した平成22年度からのもの。

※令和4年度の条例改正以降、指導及び警告書発布は実施していない。

○他市との連携

他市や古紙業界との連携、情報共有を図るため、名古屋市と中部製紙原料商工組合が共催している「古紙持ち去り防止対策連絡会議」に参加し、情報共有に努めている。

※参加自治体：津市、四日市市、鈴鹿市、名古屋市、春日井市

○県内市町との連携

持ち去り行為が広範囲で行われていることから、県内で条例化（条例化予定自治体含む）している自治体、三重県、中部製紙原料商工組合三重県支部等で情報交換の場を設け、行政間の連携強化に努めている。

※参加自治体：津市、四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、川越町

Ⅳ し尿処理区分別人口

(単位: 人)

年度	処 理 区 分					計
	く み 取 り	下 水 道	浄 化 槽	農業集落排水	コミュニティ・プラント	
R2	7,858	232,126	61,622	5,916	3,088	310,610
R3	7,692	233,574	59,479	5,466	3,127	309,338
R4	7,389	236,182	56,431	5,379	3,371	308,752
R5	6,989	237,920	53,186	5,299	3,240	306,634
R6	6,902	238,194	51,995	5,183	3,325	305,599

※浄化槽はみなし浄化槽を含む

Ⅴ し尿収集委託料

～H28 単価契約(単位:円/100)、H29～ 総額契約(単位:千円)

年度 区分	R2	R3	R4	R5	R6
H29より 総額	206,800	211,530	210,320	214,390	215,270
	14,520	14,520	14,916	15,180	15,840

上段:(株)四日市市生活環境公社

下段:(株)中央クリーンメンテ(平成30年5月～)
(有)クリーンメンテ楠(～平成30年4月)

VI し尿処理事業(実績)

VI-1 し尿収集処理状況(総括)

(単位:kℓ)

		収集量計	処理量計(朝明衛生センター)
し尿	委託 (株)四日市市 生活環境公社	6,562.9	6,897.1
	委託 (株)中央クリーンメンテ	193.7	
	許可	2,393.0	2,442.7
	計	9,149.6	9,339.8
浄化槽汚泥	許可	43,631.0	45,414.9
排農業汚集泥落	委託	3,796.9	3,952.1
プロミント汚泥	委託	300.0	312.3
合計		56,877.5	59,019.1

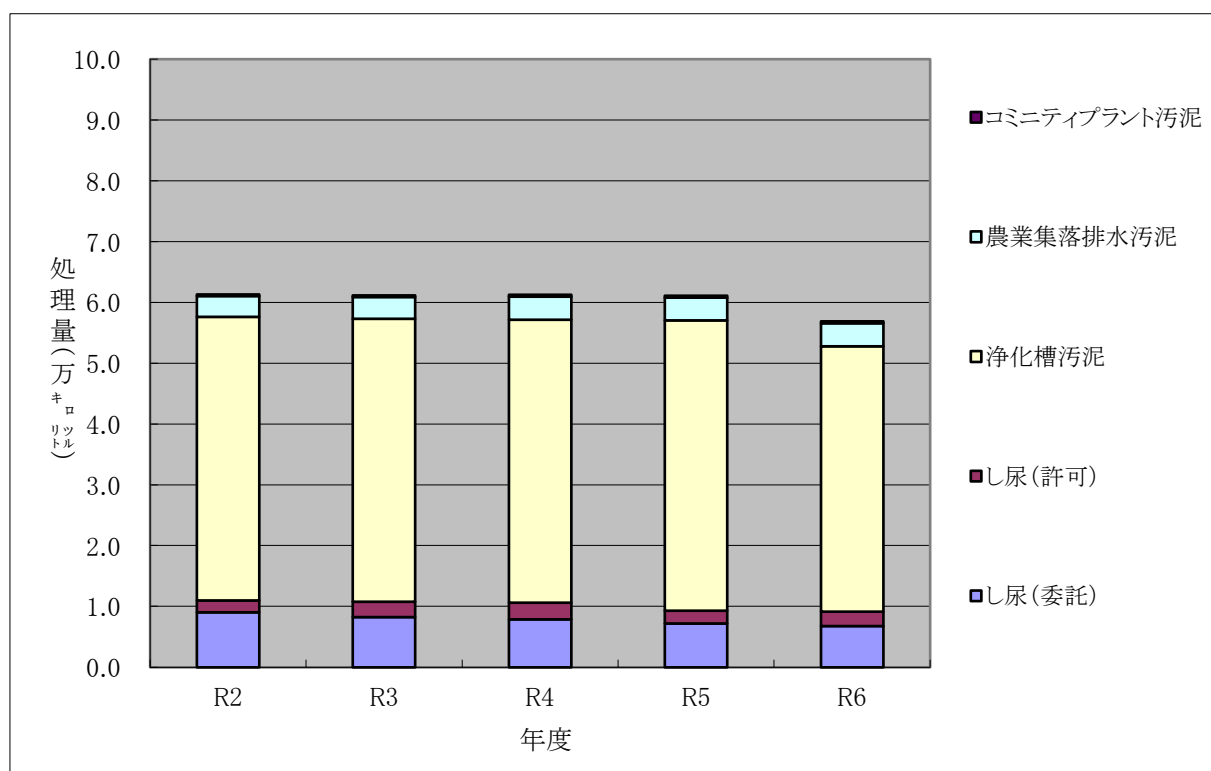
※下記の理由により収集量と処分量に差が生じる。

- ・大井の川中継貯留槽にてスカム対策のために希釈水を投入している。
- ・大井の川中継貯留槽では計量器がないため投入業者からの申告に基づいて投入量を記録しているが、朝明衛生センターでは計量器を用いて計量を行っているため転送時に誤差が生じる。
- ・朝明衛生センターの計量時には事前登録の風袋を引いているが、燃料の量や、人の重量は想定されていないため誤差が生じる。
- ・浄化槽汚泥の清掃時には事前に契約した立米をくみ取るが、その際注水することもあり、報告する値と実際にくみ取った値が異なる事がある。

VII 収集実績年度経緯

(単位:kℓ)

区分 年度	し 尿		浄化槽汚泥	農業集落排水汚泥	コミュニティプラント汚泥	合 計
	委 託	許 可	許 可	委 託	委 託	
R2	9,015.9	1,938.0	46,673.9	3,379.5	300.0	61,307.3
R3	8,227.0	2,546.4	46,521.3	3,559.3	300.0	61,153.9
R4	7,849.6	2,774.4	46,530.3	3,797.8	300.0	61,252.1
R5	7,193.0	2,113.9	47,751.5	3,735.8	300.0	61,094.2
R6	6,756.6	2,393.0	43,631.0	3,796.9	300.0	56,877.5



VII-1 月別し尿収集状況

委託 (株)四日市市生活環境公社 ・(株)中央クリーンメンテ

(単位:kℓ)

月	く み 取 り 量	件 数
4	636.0	2,901
5	540.0	2,475
6	655.1	3,405
7	567.1	2,456
8	567.4	2,861
9	560.2	2,720
10	585.5	2,832
11	488.8	2,366
12	678.6	3,453
1	499.4	2,341
2	457.9	2,727
3	520.7	2,602
合 計	6,756.5	33,139

一 日 平 均 量
18.5kℓ

VII-2 月別浄化槽汚泥収集状況

(単位:kℓ)

月	く み 取 り 量
4	4,226.9
5	3,824.7
6	3,991.5
7	4,155.4
8	3,933.6
9	3,693.9
10	4,274.1
11	4,041.5
12	3,998.3
1	3,506.7
2	3,704.4
3	4,376.9
合 計	47,727.9

* 農業集落排水汚泥 3796.9kℓ、
コミュニティプラント汚泥 300kℓ
を含む。

VIII 処理実績年度経緯

(単位:kℓ)

区分 年度	朝明衛生センター		合 計
	し 尿	浄化槽汚泥等	
R2	11,307.3	52,062.8	63,370.1
R3	11,085.8	51,134.8	62,220.6
R4	10,801.6	51,970.5	62,772.1
R5	9,414.8	52,975.5	62,390.3
R6	9,339.8	49,679.3	59,019.1

令和 6 年度処理割合

